広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市長　坂本務
編集責任者　図書係
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口・動態

（昭和37年1月末日現在）

人口	57,090
世帯数	10,940

（1月中）

出生	79	死亡	45
婚姻	51	離婚	1
転入	135	転出	133

市民税・県民税 課税方法変る

市民税 引下げ 八百万円を減税
県民税 課税方法を統一

申告制度を強化

市民税・県民税の課税方法が大巾にかわります。

内容は、申告制度が確立され申告のしかたを改め、また申告をしないと扶養控除などの税額控除を認めないことなどです。

また市では、この改正を機会に可能な限りの減税を行ない、負担の均衡と適正を図る目的から、市民税の税率を引き下げ

市民税関係

①非課税の範囲が拡大され、障害者、未成年者、寡婦又は寡婦の非課税は、前年中の所得が十五万円（改正前は十三万円）までの者とされました。

所得別に課税

②税率標準　従来は、同一人名義の所得は全部合算してその合計額に税率を適用していましたが、今回は総所得金額、退職所得金額に分けて、それぞれ各別に税率を適用することにより、特に山林所得については五分五乗方式（山林所得の五分の一の額によって税額を求めるの合計額に税率を適用していました。

この改正によって、大よそ八百余万円の減税が見込まれますが、なお主な改正点は次のとおりです。

市民税関係

①非課税の範囲が拡大され、障害者、未成年者、寡婦又は寡婦の非課税は、前年中の所得が十五万円（改正前は十三万円）までの者とされました。

所得別に課税

②税率標準　従来は、同一人名義の所得は全部合算してその合計額に税率を適用していましたが、今回は総所得金額、退職所得金額に分けて、それぞれ各別に税率を適用することにより、特に山林所得については五分五乗方式（山林所得の五分の一の額によって税額を求めるの合計額に税率を適用していました。

この改正によって、大よそ八百余万円の減税が見込まれますが、なお主な改正点は次のとおりです。

市民税関係

①非課税の範囲が拡大され、障害者、未成年者、寡婦又は寡婦の非課税は、前年中の所得が十五万円（改正前は十三万円）までの者とされました。

所得別に課税

②税率標準　従来は、同一人名義の所得は全部合算してそれ